

投資促進特区の現状と課題

現状

【区域設定の考え方】

主に既存の工業団地や都市計画法の工業専用地域を区域として設定(平成24年4月20日認定)

【箇所数・面積】

777ヶ所
42,528 ha

【指定実績(平成25年12月末時点)】

指定事業者数・・・554事業者

課題

制度開始以降、当初設定した区域外において、新たな企業立地の動きが出てきた。



区域外の場合は税の優遇措置が受けられない。



工業団地等に限らず、企業の設備投資計画や市町村における産業集積の考え方等を踏まえ、地域の実情に応じた区域設定が必要。

対象区域の拡大

【変更申請までの経過】

平成25年5月～ 市町村とともに区域の拡大案を作成し復興庁と協議
平成26年2月 復興庁との協議完了 → **申請(平成26年2月14日)**

【区域拡大する市町村】

48市町村

※ 残る11町村については、今回区域拡大の希望はなかったが、今後拡大の必要が生じた場合には、速やかに国と協議していく。

【拡大後の箇所数・面積】

1,279ヶ所(502ヶ所増、約1.6倍)
63,780 ha(21,252 ha増、約1.5倍)

区域拡大の効果

税の優遇措置を活用することにより、県内への企業立地や立地企業の
新增設が促進される。



産業復興の加速化

県と市町村の共同申請
H24.4.20認定

計画	福島県復興推進計画(ふくしま産業復興投資促進特区)	
目的	産業復興・企業立地促進	農山漁村の再生
課税の特例	<p>I 新規立地促進税制(法第40条)・・・新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税 II 事業用設備等に係る特別償却等(法第37条)・・・機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除 III 法人税等の特別控除(法第38条)・・・被災被用者に対する給与等支給額の10%を税額控除 IV 研究開発税制の特例(法第39条)・・・開発研究用減価償却資産の即時償却及び12%税額控除 V 地方税の課税免除又は不均一課税(法第43条)・・・施設・設備の新增設による事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等 (※ I、II、IVの指定を受けた場合のみ)</p> <p style="text-align: right;">} ※ I～IIIは選択適用</p>	
対象業種	<p><製造業等></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 輸送用機械関連産業 ② 電子機械関連産業 ③ 情報通信関連産業 ④ 医療関連産業 ⑤ 再生可能エネルギー関連産業 ⑥ 食品・飲料関連産業 ⑦ 地域資源活用型産業(林業関係除く) 	<p><農林水産業等></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 地域資源活用型産業(林業関係) ⑧ 農業関連産業 ⑨ 水産関連産業
集積区域	<p>◆対象業種の集積を図る区域として、県内59市町村の工業団地など777ヶ所を集積区域に設定(H24.4.20認定)</p> <p>➡ 新たに502ヶ所を対象区域として追加設定(計1,279ヶ所)</p> <p style="text-align: center;">今回変更申請 (H26.2.14申請予定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業振興地域のうち山林等を除いた区域を集積区域として設定 ◆市街化区域、用途地域は原則として対象外だが、植物工場、産地直売所、農家レストラン等について具体的な投資計画等がある区域は集積区域として設定 ◆水産関連産業については、漁港を核として「生産(水揚げ)・加工・流通・消費」の流れが構築され、産業の集積が図られる区域を集積区域として設定
担当	商工労働部 企業立地課 (TEL 024-521-7882)	農林水産部 農林企画課 (TEL 024-521-8027)